

新発田市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、新発田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、新発田市中心部4丁目10番4号新発田市役所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長は、公共交通に関する事務を所管する新発田市副市長をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

5 会長は、副会長及び協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

7 監査員は、協議会の会計監査を行うこととし、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(事務局)

第8条 協議会は、運営に関する事務を行うため、新発田市市民生活部市民まちづくり支援課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、新発田市市民生活部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、新発田市市民生活部市民まちづくり支援課職員をもって充てる。

(会の運営)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとする。
- 4 協議会の決議の方法は、出席委員の総意で決定することとする。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は公開で行うこととし、協議会に関する情報は新発田市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、計画の検討及び実施等にあたり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他をもって充てる。

(財務)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

- 2 報酬及び費用の弁償の額及び支給方法は、新発田市職員の旅費に関する条例（昭和43年新発田市条例第10号）の例による。

3 委員等が他の官公署から費用の弁償を受けたときは、この規約による費用の弁償はしない。

(協議会の解散等)

第 14 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第 15 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成 20 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 5 月 27 日から施行し、平成 23 年 5 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 6 条関係)

区 分		関係する所属・団体等	構 成 員
法第 6 条第 2 項 第 1 号委員	計画作成市町村	新発田市	副市長
法第 6 条第 2 項 第 2 号委員 (関係事業者 道路等管理者)	公共交通事業者 等	新潟交通観光バス(株)	新発田営業所長
		(社)新潟県バス協会	専務理事
		新発田ハイヤー協会	会長
		東日本旅客鉄道(株)新潟支社	総務部 企画室長
	道路管理者	国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所	計画課長
	新潟県 新発田地域振興局	地域整備部長	
	新発田市	地域整備部長	
法第 6 条第 2 項 第 3 号委員 (公安委員会 利用者 その他)	公安委員会	新潟県 新発田警察署	交通課長
	地域公共交通の 利用者	市街地循環バス検討会議委員	NPO 法人七葉 理事長
		市民	新発田市自治会連合会 理事
	その他必要と認 めるもの	国土交通省 北陸信越運輸局	企画観光部 交通企画課長
		国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官
		新潟県 新発田地域振興局	企画振興部長
		日本労働組合総連合会 新潟県連合会 下越地域協議会	新発田支部長
		新発田商工会議所	事務局長
		新発田市	産業振興部長
			企画政策課長
地域安全課長			
学識経験者	《必要に応じて参集》		

* 地域公共交通会議を兼ねる。